

年十月三日第三種郵便物認可 昭和二十三年六月十日發行(毎月十日發行)

文部時報 (第八百四十九号附録)

当用漢字・教育漢字便覽

——五十音順と部首別音訓表——

(公用文用の送りがな表示)

文部省調査局編集

— 目次 —

- 一 「当用漢字音訓表」と「当用漢字別表」について……………釘 本 久 春…………… 1
- 二 当用漢字に採用された簡易字体(一三一字)………………………… 10
- 三 当用漢字、教育漢字五十音順音訓表……………教科書局國語課…………… 11
——公用文用の送りがな表示——調査局調査課…………… 11
- 四 当用漢字、教育漢字部首別音訓表…………………………國語審議會…………… 15
——公用文用の送りがな表示——調査局調査課…………… 15
- 五 教育漢字當用漢字別表…………………………國語審議會…………… 22

一 「当用漢字音訓表」と「当用漢字別表」
について

☆

釘 本 久 春

私たちは、現在のところ、かなと漢字を交ぜて文章を書くのが、普通の、一般的な習慣である。

ところで、私たちの社会生活において、文章を書く場合には、だれにもみな読みやすい、あるいは同じように意味が理解できるような秩序・きまりで文字を使うということが望ましいことである。

漢字を使うようになってから、日本には実に長い歴史があるが、その間私たち日本人は、使う漢字の数および種類、また漢字の使い方——どういうことばをどういう漢字で書くことにするかという方法、逆に言えば、漢字のよみ方（音・訓）——について、大づかみに言えば、明確なきまり・限定がないと認められるほど、自由奔放な習慣を持ち続けて来た。非常に多くの漢字を使う、しかも多種多様なよみ方で使う、こ

ういう状態が長く続いていた。

「康熙字典」には五万近い漢字があるが、「康熙字典」に収載されているこうした多数の漢字のうち、どれでもこれでも使われる、もしくは使われる可能性があるという状態であった。近ごろでも、当用漢字の制定される前の状態で言えば、新聞で使う漢字が四千とか五千とかいう数に上っていたのであった。また、よみ方について見ると、たとえば「生」という漢字一つをとっても、セイ・ショウというような音、いきる・うまれる・き・なま・はえる・おう・うぶ・お・ふ：などというような訓が種々さまざまに使われて来ている。

こういう習慣が続いていたのでは、文字の使い方の上で、だれにも読みやすい、同じように理解できる秩序やきまりは、なかなかできるものではない。かりにそれでもみな文章を書いており、読んで意味を理解している以上、ある程度のきまりや秩序はできあがっているのだというように認めるとしても、それは、秩序のきまりとしての実際の効果を持ち得ないほどに、複雑でやっかいな秩序・きまりでしかあり得ないのだと考えるべきであろう。

これでは、社会生活上、つごうが悪い。人の書くことを正確に理解し、また人に正確かに読みとんでもらうように書くという上で、能率が悪いということになる。そこで、文章を書くのについて、文字の使い方について、我・人ともに通じるべき一定のきまりなり、範囲なりを確定することが必要だということになる。そして、前に述べたように、私たちにとって、かなと漢字を交ぜて書くことが、文章を書く上で、普通の一般の習慣である以上、漢字の使い方について、なるべく一定のきまり・範囲を限らなければならぬということになるであろう。

ここに、漢字制限もしくは漢字整理の仕事が、現代および将来の文章の書き方を考へるとき、ぜひとも必要な理由がある。そして、その制限なり、整理なりということとは、どのくらいの数の漢字を、またどういふ種類の漢字を使うかという問題と、どういふよみ方(音・訓)で漢字を使うかという問題と、その二つについて行われなければならないのであつた。

☆

昭和二十一年十一月十六日付で、「当用漢字表」が、閣議決定の上、内閣告示第三十二号で告示され、内閣訓令第七号で、各官廳に對して指示された。

これは、現代語で使われる漢字の範囲(数および種類)を確定しようとする指示で

ある。

ところで、前に述べたように、これだけでは、漢字整理の実は、まだあがるはずはないのであった。今度、昭和二十二年十二月二十三日の閣議で、「当用漢字音訓表」が正式に決定され、内閣告示として告示され、内閣訓令で各官廳に指示されることになった。これで、漢字のよみ方(音・訓)について、一應のきまりや範圍が確定されることになり、漢字整理の仕事に、ほんとうに目鼻のつく状態が生まれることになったわけである。

☆

さて、この「当用漢字音訓表」の中味はどうかというと、大体において、現代人の書く普通の文章ならば、そう不自由なことはないように心が配られている。理論的に、あるいは形式的に整っているばかりでは、こういう改革案・整理案は、実行の上で不便を生じやすいし、あまりに不便であつては、結局、立案の意味もなくなるわけである。この「音訓表」によれば、まず、さほどの無理がなく、音訓の使い方の範圍が確定されることになるであろう。現代文の書き方の上に、合理性が生まれるのに、大いに役立つことになるであろう。

しかし、もちろん音や訓を整理すれば、文章を書く上に、多少神経を使わなければならぬことも出て来る。

たとえば、『中』という漢字について言えば、『なか・うち』の二つの訓のうち、『なか』だけに使い、『うち』とは使わないことになる。また、『止』は、『とまる・とめる』という訓だけに使うことにして、ほかの『やむ・やめる』などには使わない。従つて、『とまる・とめる』に対しては漢字の『止』を使うが、『やむ・やめる』などは、かなで書くということになる。

また、『観』・『看』・『視』などという漢字は、それぞれ『カン』・『カン』・『シ』という音だけを使い、どれも『みる』という訓を認めないと定められている。従つて『みる』ということばを漢字で書くのには、『見』という字を、いつも使わなければならないということになる。

たたくさんの音や訓を知っている人々には、かえつて漢字の使い方の上で不便が生じる、めんどくさいという嘆きも出て来やすいというわけである。

しかしながら、こうした一定の音訓整理計画によつて漢字を使う社会習慣を私たちが確立するならば、つまりは文章を書く人にとつてもつごうのよいことになるのである。

る。読む人は、書いた人の使った通りに、まちがいはなく、漢字を読んでくれるからである。

おたがい日本人ぜんたいのためになるのだという心持で、私たちはみなで協力し、この音訓表を、実行することに努めたいと思う。

☆

昨年決定され、その後法令そのほか各官廳の公用文、新聞で実行されている「当用漢字表」のうちから、あらたに八八一字の漢字が選出され、「義務教育の期間に、読み書きともにできるよう指導することが必要である」と認められて、「当用漢字別表」として、この十二月二十三日閣議で正式に決定された。内閣告示として告示され、内閣訓令によって各官廳に発し、この別表制定の趣旨を理解し、これに協力することが要求されたことになっている。

事あらためて言うまでもなく、長い間日本の兒童・生徒は、多くの漢字を読み得る能力、書き得る能力を身につけるために、——そして事實は、特に文字や言語についての特別な関心と興味と才能を持つてゐる青少年でないかぎり、社会に行われる多様な漢字を正確に読み、正確に書く能力を、義務教育の期間の中で完全に体得でき

る者はなかった——多くの時間と労力とを拂わされて来た。しかも、文字の読み方、書き方を習得することは、自然や社会や文化についての知識や教養を得るための通路であり、それ自身が、究極の目的なのではない。しかるに、たとえば、自然科学・理論科学の勉強にあたって、まず漢字の勉強に精力を出さなければならぬというような事情が、今まで青少年の上におおいかぶさっていたのである。

漢字の学習に拂われる努力を軽くして、知識や教養そのものにより多くの精力を出し得るようでありたい——これが、長い間、誠実な熱心な初等教育家の希望・願望であつたことは、いうまでもない。

そこで、今後の小、中学校の青少年が、九年間の義務教育をおえるまでに、せひとも身につけるべき漢字として、数をできるだけ少く、従つて國民生活の上で最も重要だと認められる漢字を選定するという仕事は正式に決定したことは、漢字制限という國語改革の立場からばかりでなく、教育ぜんたいの立場から見ても、非常に意義のあることだと認められよう。

もちろん、このいわば義務教育漢字八八一字が制定され、実行されるというだけで、漢字に関するかぎり、義務教育で考えるべき問題、扱ふべき問題は解決した、とは言

えない。ある意味では、問題が、いつそうとは言えないにせよ、非常に複雑になったとも言える。というのは、義務教育の負うべき当然の責任として、あるいは本来の理想として、この教育課程をおえる青少年は、文字についての能力・知識に関するかぎり、社会人としての一人前の能力・知識を体得するようになるべきものであるからである。そして、現実の問題として、おとなの一般が、一八五〇字の当用漢字で読み書きする社会習慣を保つとしたら、八八一字の読み書きができるようになるだけでは、漢字に関するかぎり、義務教育をおえただけの者は、一人前の人間にはなりきれないというような心配も感じられるはずである。

この懸念は、至当である。そして、この問題を解決する実際的な策は、二つしかないであろう。しかも、その二つを、一般のおとな、特に、次代の國民を育てることに努力する教育者や、しんげんに日本の再建を思ふ文化人は、精力的に進めなければならないであろう。

というのは、第一に、おとなが、普通の社会生活において使う漢字数をだん／＼少くして、なるべく早く、この別表の漢字とのへだたりが少くなるようにすることである。第二に、小学校・中学校の教育の間で、おとなの使っている漢字で、この八八一

字の漢字以外のもの、そして現在の社会生活の上でどうしても重要なものは、青少年たちに、読めるようににする（正確に書けるようにまではしなくてよい）という指導をするということである。

こうして、義務教育の要求、——知識や教養の習得そのものを廣く、深くするという要求——と、その理想——成人の文字習慣に適應するまでになるという理想——を何とか、達成する道が開けて来るわけである。

「当用漢字別表」を小、中学校で実施するについては、こうした意味で、一般のおとなの理解と協力とを必要とするのである。さて、本来、不確かな多くの知識を持つよりも確実な少い知識を体得するのが望ましいことは、すべてについて眞理である。漢字についても、今後、小、中学校の青少年たちが、八八一字を正確に読み書きできるようになれば、漢字能力そのものについても、かえって今までよりも高められる見込みもあると言えよう。また、こういう見込みが現実となるように、義務教育漢字の授け方は、的確、堅実に行われるべきである。もし青少年が望むならば、この知識・能力の上にさらに多くの漢字の知識・能力を積みあげ得るだけの確実、堅実な地盤が、「当用漢字別表」によって與えられなければならない。

かような方針・心構えでこの表が生かされることが、「当用漢字別表」制定に続く今後の國語教育の課題である。(一九四七・一二・一七)

昭和23年6月7日 印刷納本(第849号)
昭和23年6月10日 発行 附 録

禁轉載

東京都千代田區 5番町10番地4

發行者

大谷保

東京都立川市曙町 3の55

印刷者

小山倉之助

東京都立川市曙町 3の55

印刷所

行政学会印刷所

電話 立川242

東京都中央區銀座西7丁目1番地

發行所

帝國地方行政學會

會員番号A 120015

電話 銀座660.661.662.663番
振替口座 東京13番

文部時報 849 号

附録 定價1部 25 円